

総合福祉部会 第5回	
H22.7.27	参考資料8-1
山本委員提出資料	

総合福祉部会の今後の進め方および課題について

山本真理

前回の議論を踏まえ以下を提案します

1 総合福祉部会は総合福祉法（仮称）の条文作りを目的とすべきである

前回突然条文は作らないという座長発言に驚いたが、私自身は総合福祉法（仮称）の条文を作ることが目的と理解して構成員となった。千葉県条例であれ、障害者権利条約であれ、NGO、障害者その他市民の手で作上げたものであり、何らかの資格がなければ法律が作れないということはない。

さらにわれわれ自身が条文を作ることにより、誰にもわかりやすい、シンプルで使いやすい法律を作り上げることができる

先に公表された計画と平行して直ちに条文起草委員会を立ち上げ、項目作りに着手し、その中で論点の議論を取り入れて充実化していく作業をすべきである

2 月1回の会議で、分担したチームの議論を進めるには時間的に無理があり、かつ相互の議論時間も保障されないので、課題別分担チームの議論および条文起草委員会については、部会が開かれる間もメールを通じた議論を重ねて準備していくべきと考える。条約作成過程では特別委員会の間もメールで議論を重ね特別委員会への準備を積み重ねてきた。

開かれた議論とするため、構成員以外は投稿できず、メールのやり取りは公開するという形式のメーリングリストを作り議論を重ねれば、公開も可能である。

費用もまったくかからず、交通費も不要である

総合福祉部会 第5回	
H22.7.27	参考資料8-2
山本委員提出資料	

## 障害児・者実態調査について

山本真理

6月22日の会議で突然出されたプランと議事録であったのでその場で詳細に検討する暇がありませんでしたが、結論としては在宅の障害児・者に対する調査を行うということであり、構成員から出た入院中・入所中の方の地域以降に向けたニーズはあくなど行わないということになったとのことでした。

さてこの調査ですが、73年、83年と精神衛生実態調査がなぜ中止されそれ以降調査がなされてこなかったのかということ、とりわけ73年には自殺者まで出したということに対する総括が全くされていないままのプランであると断言せざるを得ません。

突然自宅に押しかけられ、障害者かどうか追及されるという事態は、地域でおびえつつ毎日ひそかに生き延びている精神障害者を追い詰め最悪の事態を引き起こしかねません。また仮に最悪の事態がないにしても多くの精神障害者はそうした調査に応じることはないと思われ、調査項目がいったいどのように精神障害者総体の利益につながるのか理解できません。

不利益のみであり、何の利益もないと談じます。

先に申し上げたように私は83年精神衛生実態調査反対の中で、精神障害者のあぶり出し調査ではなく、精神病院の調査こそしろと要求しました。その結果が84年に暴露されたのが宇都宮病院事件です。

今現在も精神病院入院患者は情報のないまま放置され、通信面会権を奪われている仲間も数多いのです。

まずなされるべきは精神病院の実態調査であり、施設の実態調査であると考えますので、報告された調査計画には反対します

総合福祉部会 第5回	
H22. 7. 27	参考資料 8 - 3
山本委員提出資料	

## 意見書添付資料 1

### ○矯正施設収容者に対する身体障害者福祉法の適用について

(昭和三二年六月一九日)

(社発第四四一号)

(各都道府県知事・各五大市長あて厚生省社会局長通知)

刑務所服役者に対する身体障害者手帳の交付及び福祉措置については、昭和二七年一二月一六日社乙発第一七一 号本職通知により処理されているところであるが、今般、刑務所、少年院等矯正施設(以下「矯正施設」という。)に収容中の者に対する身体障害者福祉法の適用の細部について左記のとおり定めたので、今後は本通達によりその取扱に遺憾のないよう配慮されたい。

#### 記

矯正施設収容者の処遇については、監獄法、同施行規則、少年院法、少年院処遇規則及び少年鑑別所処遇規則により定められているところであり、矯正施設の特異性からして身体に障害ある収容者に対する福祉措置についても本来はこれら諸法令中に規定さるべきものと考えられるが、現在のところ特別な規定がなく、矯正当局においては福祉が図られ難い状況にある。従つて、身体障害者の福祉に関する一般法たる性格をもつ身体障害者福祉法は、矯正施設収容者に対しても原則として適用あるものと解せられるが、矯正施設の特異性からくる種々の制約があるので、援護の措置その他この法律の適用と取扱に当つては次によられたいこと。

#### 1 居住地の認定について

矯正施設収容者の居住地は、施設に収容されたことによつて施設所在地に移つたとみるべきではなく、収容前に居住地を有し、かつ、現在そこに家族等が居住していて、釈放後本人が復帰する見込のあるときは、当該地を引き続き現在の居住地とみるべきである。従つて、この場合、身体障害者手帳の交付は、当該居住地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行い、また当該居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が援護の実施機関として援護の実施に当るものであること。

なお、既に前記社乙発第一七一号通知により、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた者については、適当な期間内に身体障害者福祉法施行規則第一〇条の規定による居住地変更の手續に準じて措置するよう取計らうこと。

収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者、或は収容前の居住地に復帰する見込のない者については、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が身体障害者手帳の交付を行い、また、援護の実施に当るものであること。

#### 2 身体障害者手帳の交付について

身体障害者手帳の交付申請があつた場合は、一般の身体に障害のある者と同様の手續により、障害程度を認定し、障害が法別表に該当すると認めるときは、これを交付すること。なお、身体障害者手帳の交付申請に際し添付する医師の診断書及び意見書の作成に当つて

は、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、当該施設の長と協議して、指定医師の派遣等受診につき便宜的な措置を講ぜられたいこと。

### 3 補装具の交付又は修理について

補装具の交付又は修理につき申請があつたときは、援護の実施機関は、矯正施設の長と協議し、矯正当局においては、同種の給付が困難であり、かつ当該身体障害者の更生のために必要と認められるときは、予算の範囲内において、一般の身体障害者と同様に措置して差し支えないこと。

なお、交付又は修理の決定に当つて援護の実施機関は、身体障害者福祉法施行規則第一四条第二項の規定により必要な調査を行うとともに、義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、車いす等については補装具の給付及び要否について当該矯正施設所在地の都道府県又は指定都市の身体障害者更生相談所の長に判定を依頼すること。また、交付又は修理を委託する業者については、申請の際の希望を参酌し、当該矯正施設所在地の業者を指定し、義肢、装具等の型取り、仮合せ及び適合の判定については、当該地の身体障害者更生相談所の医師等に委嘱して遺漏のないようせられたいこと。

### 4 身体障害者福祉司等による更生指導について

矯正施設所在地を管轄する福祉事務所の長は、矯正施設当局に協力して身体障害者福祉司等による更生指導を極力実施せられたいこと。

### 5 その他の援護について

右のほか、身体障害者福祉法によるその他の援護については、原則として適用のないものであるが、特に少年院に収容中の身体障害者については、少年院処遇規則第四九条の規定に基き、少年院外において医療を受けさせることが可能な場合が多いので、更生のため在院中に更生医療の給付を行うことが必要であり、かつ、少年院当局に同種の医療を期待することが困難な場合は、援護の実施機関は、当該少年院の長と協議の上、予算の範囲内において本法第一九条の規定による更生医療の給付をして差し支えないこと。給付の決定に当つては、補装具の場合と同様、身体障害者福祉法施行規則第一三条の二第二項の規定により必要な調査を行い、かつ、当該少年院所在地の身体障害者更生相談所の長に判定を依頼することが必要であり、また、更生医療の給付を委託する指定医療機関については、当該少年院の長とも協議して決定すること。

総合福祉部会 第5回	
H22. 7. 27	参考資料8-4
山本委員提出資料	

## 意見書添付資料2 第1回に提出した「精神障害者の支援・介助とは？ 私たちの求める支援・介助」より抜粋

街で暮らす知恵を身につけるために、  
街の暮らしの水先案内人派遣事業

絆社 山本真理

### 1 精神障害者にとっての移動支援の必要性

- ・長期の入院あるいは若年での発病により、精神障害者の多くは社会的な経験を奪われている例が多い。経済的な困難はこれに拍車をかけている。
- ・障害ゆえに、人が怖い、電車の乗り継ぎや地理感覚の不安、といったことにより、狭い行動範囲、自宅と医療機関、せいぜい作業所や地域生活センターの往復、という仲間が多い
- ・情報を得るための行政窓口やサービス機関に行くことも困難な場合も多い
- ・さらに相談窓口には本人のアドボケイトとして立ち会う人間が必要である

### 2 精神障害者自身の運営による移動支援事業所の必要性

- ・同じ体験をした仲間ではかわからない、外出の困難性や相談支援を受けることの困難性を共有した仲間同士の助け合いの発展形態として当事者運営の事業所が求められている
- ・またアドボケイトとして立ち会うためにも同じ立場からの発想、共有感覚が求められている
- ・ただし、守秘義務やプライバシー権の尊重といった最低限のマナーはお互いに身につけていく必要がある。そしてこのことをきちんと主張しあえる関係性を利用者と支援者の間で作り上げていくことを、調整していくためにも当事者運動の経験を生かした支援事業が必要。

### 3 支援に資格は要らない

- ・現在介護給付においてはヘルパー資格が求められているが、本来利用者本人が面接採用することで足りる問題であり、ヘルパー資格は不要である。百人いれば百様の障害のあり方については、本人しか教育できないそして実践の中でしか理解できない技術がある。
- ・資格より相性といえよう。
- ・映画なら任せて、安くてセンスのいい洋服探しなら任せて、などなど得意分野を生かしたガイド、あるいは調子のいいときは仲間の支援をしたい、調子の悪いときは支援を受けたい、など利用者と支援者が行き先やその時々で、入れ替わることが可能なためにも、資格は要らない、とも言える。